三十九

分野　測量業
小分野
産業分野　ＪＳＩＣ　七四二二　測量業
関連する義務　市場アクセス（第八・十五条）
政府の段階　中央政府
措置　測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第六章
概要　国境を越えるサービスの貿易
測量業を営もうとする者は、日本国内に営業所を設置し、国土交通大臣の登録を受けなければならない。

四十

分野　事業サービス
小分野　航空機登録原簿への航空機の登録
産業分野
関連する義務　市場アクセス（第八・七条及び第八・十五条）
内国民待遇（第八・八条及び第八・十六条）
経営幹部及び取締役会（第八・十条）
政府の段階　中央政府
措置　航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二章
概要　投資の自由化及び国境を越えるサービスの貿易
1　次の自然人又は団体が所有する航空機の航空機登録原簿への登録は、認められない。
(a)　日本国の国籍を有しない自然人
(b)　外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの
(c)　外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体
(d)　(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人
2　外国の国籍を有する航空機の航空機登録原簿への登録は、認められない。

四十一

分野　運輸業
小分野　通関業
産業分野　ＪＳＩＣ　四八九九　他に分類されない運輸に附帯するサービス業
関連する義務　市場アクセス（第八・十五条）
政府の段階　中央政府
措置　通関業法（昭和四十二年法律第百二十二号）第二章
概要　国境を越えるサービスの貿易
通関業を営もうとする者は、日本国内に営業所を設置し、財務大臣の許可を受けなければならない。

四十二

分野　運輸業
小分野　貨物利用運送事業（航空運送を利用する貨物利用運送事業を除く。）
産業分野　ＪＳＩＣ　四四四一　集配利用運送業
関連する義務　ＪＳＩＣ　四八二一　利用運送業（集配利用運送業を除く。）
市場アクセス（第八・七条及び第八・十五条）
内国民待遇（第八・八条及び第八・十六条）
最恵国待遇（第八・九条及び第八・十七条）
経営幹部及び取締役会（第八・十条）
政府の段階　中央政府
措置　貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二章から第四章まで
貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号）第三章から第五章まで

概要　投資の自由化及び国境を越えるサービスの貿易
1　次の自然人又は団体は、外航海運を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づいて行われ、また、この許可又は認可は、相互主義に基づいて与えられる。
(a)　日本国の国籍を有しない自然人
(b)　外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの
(c)　外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体
(d)　(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人
2　貨物利用運送事業を営もうとする者は、日本国内に事務所を設置し、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。

四十三

分野　運輸業
小分野　鉄道業
産業分野　ＪＳＩＣ　四二一一　鉄道業
ＪＳＩＣ　四八五一　鉄道施設提供業
関連する義務　内国民待遇（第八・八条）
政府の段階　中央政府
措置　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条（注）
注　この留保の適用上、外国為替及び外国貿易法第二十六条に定める「対内直接投資」の定義は、対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要　投資の自由化
1　外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の鉄道業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。
2　審査については、当該投資が国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。
3　投資家は、当該審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。
4　鉄道業の用に供される車両の全部又は一部及び部品の製造は、鉄道業に含まれない。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、適用されない。

四十四

分野　運輸業
小分野
産業分野　道路旅客運送業
関連する義務　ＪＳＩＣ　四三一一　一般乗合旅客自動車運送業
内国民待遇（第八・八条）
政府の段階　中央政府
措置　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条（注）
注　この留保の適用上、外国為替及び外国貿易法第二十六条に定める「対内直接投資」の定義は、対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要　投資の自由化
1　外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の一般乗合旅客自動車運送業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。
2　審査については、当該投資が国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。
3　投資家は、当該審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。
4　一般乗合旅客自動車運送業の用に供される車両の全部又は一部及び部品の製造は、一般乗合旅客自動車運送業に含まれない。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、適用されない。